

第4章 施策展開の方向性と施策体系

第1節 施策展開のテーマ

第1章の本県が目指す食育の基本方針（重点課題）と第5章の基本施策の展開との関連性を明確にするために、施策展開のテーマは「**県民が生涯にわたり、身近な地域で実践できる食育の場**」における食育が総合的に促進されるよう、**7つの施策展開のテーマ**を定めました。

1. 家庭における食育

本県の未来を担う子どもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育ていく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要です。子どもの食育の基礎を培う場として、家庭の食卓の果たす役割は重要であり、父母その他の保護者の食育への意識の向上を図るとともに、子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じます。

また、子どもへの食育を推進する際は、健全な食習慣や食の安全観を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の安全に関する知識、社会人として身につけるべき食事の際のマナー等、食に関する基礎の習得について配慮することが必要です。

2. 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育

食育の推進は、県民により身近な地域で取り組んでいくことが必要であり、市町村行政による施策の実施に加え、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、地域の多様な関係者による連携・協力が必要となっています。

中でも、家庭における食育は、父母その他の保護者が教育、保育等に携わる関係者等との相互の密接な連携の下で推進されることが重要です。

また、食育基本法制定後、学校・幼稚園・保育所・認定こども園において、食育の推進に関する施策を実施するための制度が明確に位置づけられ、食育を教育の課程又は保育の一環に組み込むための措置が講じられました。

人格形成期にある幼児及び児童生徒を対象に、食育を計画的に進めるための制度が整えられたことは、食育の効果を広範かつ持続的に実現させる上で重要であり、制度に基づく食育の取組が積極的になされるよう施策を講じます。

【食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度】

平成20年3月	小学校及び中学校の学習指導要領の改訂 幼稚園教育要領の改訂・保育所保育指針の改訂
20年6月	学校給食法の改正
21年3月	高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

3. 地域における食育

近年、健全な食生活が維持されておらず、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立っており、肥満や生活習慣病の増加等の問題が起きています。これらの多くは、生活習慣に起因していますが、中でも健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力の低下が大きな要因であると考えられています。

特に、食環境が豊かになり多様化する中で、自分の食生活を自分で管理できるだけの食に関する正確な知識や判断力を身につける必要性が従来以上に高まっています。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらには生活環境によっても異なる部分があることから、地域の果たす役割は一層重要になっており、家庭、学校、生産者、企業等と連携しつつ、県民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講じます。

しかし、食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、子どもから成人、高齢者に至るまで、県民一人ひとりの理解と実践を促進することが何よりも重要となります。このため、ライフステージのつながりを意識しつつ、生涯にわたって大切にしたい食育について具体的な取組を促すために、地域における多様な手段を通じて積極的な情報提供を行うよう努めます。

4. 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化

食は観念的なものではなく、日々の調理や食事等と深く結び付いている極めて体験的なものとして捉えることが必要です。そのため、食との関係が最終段階での消費のみにとどまることがないように、多くの県民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じます。

また、我が国の食料需給の状況を十分理解するとともに、都市と農山村の共生・対流や生産者と消費者との交流を進め、農山村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じます。

その際は、体験活動を推進する農林漁業者、食品関連事業者、教育関係者等多様な主体により、できるだけ多くの県民が体験活動に参加できるよう、関係機関・団体等との協力、協働を図るとともに、「食に関する感謝の念と理解」に配慮することが必要です。

5. 食文化の継承のための活動

食をめぐる問題は、伝統的な食文化や食生活にみられるように、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育てていくことが重要となっています。

我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう施策を講じます。

6. 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報の提供

食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題であり、県民の関心も高まっています。食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する立場にある県民においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自らの食を自らの判断で正しく選択していくことが必要となります。

県民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政や関係団体、県民等との間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講じます。

また、食育に対する県民の関心や意識を高めていくためには、県民の意見や考え方等を積極的に把握するとともに、食に関する調査、研究等にも取り組み、その結果をできる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努めます。

7. 食育推進運動の展開と社会環境づくり

食育推進運動の展開に当たっては、県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら食育を実践し、生涯にわたり続けることが重要です。

そのため、県民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、食育を担う多様な主体の参加と連携・協力を立脚した県民運動として推進することを目指した施策を講じます。

■多様な関係者の連携・協力の強化

食育を推進する主体は、県民の健康づくりや食育に関連する施策を行っている庁内の関係部局や地域に密着した活動を行っている市町村、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の食に関わる活動の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数の担い手で成り立っており、食育の推進においては、幅広い分野にわたる取組が求められています。

また、様々な家族の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえ、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが益々、重要になっています。

このようなことから、食育に関する施策の実効性を高めていくためには、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力をいかしつつ、主体的かつ互いが密接に連携・協力して、地域レベルや県レベルの緊密なネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努めます。

■市町村食育推進計画に基づく施策の促進

食育基本法第18条においては、市町村に対し、国の基本計画を基本として、市町村の区域内における推進計画を作成するよう努めることを求めており、平成27年度までに県内全ての市町村において食育推進計画の作成がなされました。市町村においては、計画に基づき、また、県の第3次食育推進計画を基本として新たな計画の作成や改定を行いながら、継続的に食育の推進を検討し、その充実を図ることが求められています。

県の役割として、市町村における食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報の提供等、適切な支援を行います。

第2節 施策体系

本県が目指す食育の基本理念と第3次計画の目標を達成するため、次の4つの基本方針（重点課題）と施策展開の7つのテーマによる施策体系は次のとおりです。

施策展開のテーマの1～5は、主に市町村をはじめ地域の多様な食育の担い手による施策とし、6と7は県の役割として1～5の施策を支える施策として位置づけています。

【基本理念】食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

**【計画の目標】「食」で地域がつながり、地域が元気になり、
県民の健康寿命延伸につながる食育の推進を目指す**

4つの基本方針(重点課題)

- 1 若い世代への食育の推進
- 2 多様な暮らしを支える食育の推進
- 3 食の循環・環境に配慮した食育の推進
- 4 食育を推進する社会環境づくり

施策展開の7つのテーマ

1. 家庭における食育

- 1 子どもの基本的な生活習慣の形成における食育
- 2 妊産婦や乳幼児に関する栄養・食生活指導
- 3 子どもや若い世代の育成支援における食育

3. 地域における食育

- 9 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践
- 10 専門的知識を有する人材の養成・活用
- 11 健康づくりと生活習慣病の予防や改善
- 12 元気な高齢者のための食育
- 13 歯科保健活動における食育

5. 食文化の継承のための活動

- 17 学校等の給食や地域の行事等による伝承活動
- 18 専門調理師等の活用における取組

2. 学校・幼稚園・保育所

認定子ども園における食育

- 4 学校における食に関する指導
- 5 学校給食における食育の取組
- 6 スポーツのための食育
- 7 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- 8 幼稚園・保育所・認定子ども園における食育

4. 生産者と消費者との交流

環境と調和のとれた農業の活性化

- 14 豊かな体験活動・都市と農山村の交流活動の促進
- 15 地産地消の推進
- 16 食品リサイクルの推進と食品ロスの削減

6. 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供

- | | |
|--------------------|---------------|
| 19 食品安全等に関する情報提供 | 20 食品表示の理解促進 |
| 21 リスクコミュニケーションの推進 | 22 実態調査の実施と活用 |

7. 食育推進運動の展開と社会環境づくり

- 23 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立
- 24 家庭・地域・学校・企業等の食育の多様な担い手による連携・協働
- 25 市町村と一体となった食育推進運動の展開とそのための支援

第3節 食育推進の目標に関する事項

目標の考え方

食育推進計画に基づく取組は、県民が食の大切さを理解し、豊かな人間性を育むという基本理念の下に推進されるもので、食育を県民運動として推進するためには、多くの関係者の理解の下、食育推進の共通の目標を掲げ、その達成をめざして連携・協働して取り組むことが有効です。また、効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的で具体的な目標値により把握できるようにすることが必要となります。

このため、県民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標指標を掲げ、その達成が図られるよう、計画に基づく取組を推進するものです。

しかし、あくまでも食育は、県民一人ひとりの共感と自発的意思に基づくものであり、地域の実態や特性等への配慮がないまま安易に目標値の達成のみを追い求めることのないように留意する必要があります。

計画の目指す姿と目標指標

■全体目標

計画の目標「食」で地域がつながり、地域が元気になり、県民の健康寿命延伸につながる食育の推進を目指す」の指標として「全体目標」を定めました。

■共通目標

食育を県民運動として推進するために、多くの関係者が共通してめざす指標として「共通目標」を定めました。

■4つの基本方針（重点課題）の目標指標

県民の望ましい姿を表す指標として、4つの基本方針（重点課題）に目標指標を定めました。目標指標は、第2次計画の評価を踏まえ、①目標を達成しておらず、引き続きめざすべき目標、②目標は達成したが、一層推進をめざす目標、③今日新たに設定する必要がある目標を設定し、基本方針の構造化に合わせて「知識・意識」「行動」「環境」の3区分で整理しました。また、目標指標の中から主要指標を設定し、食育をめぐる様々な問題を解決するための戦略目標とします。

推進状況の把握と効果等の評価

■7つの施策展開のテーマと25の基本施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むことが必要です。このため、計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るために目標指標を定めました。

その推進状況について、毎年度、適切に把握し、その効果等を評価し、広く県民にも明らかにし、また、評価を踏まえた施策の見直しと改善に努めます。

■また、施策の見直しと改善にあたっては、厳しい財政事情の下、限られた予算を最大限有効に利用する観点から、引き続き、選択と集中の強化、施策の重複排除、関係部局間の連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底に努めます。

■目標指標の体系

【基本理念】食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

【計画の目標】「食」で地域がつながり、地域が元気になり、
県民の健康寿命延伸につながる食育の推進を目指す

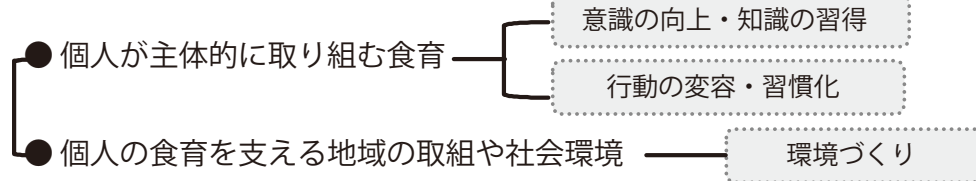
全体目標：健康寿命の延伸

共通目標：食育の関心度の向上

4つの基本方針（重点課題）への評価（主要指標）

- 1 若い世代への食育の推進
「朝食を毎日食べる若い世代の増加」
- 2 多様な暮らしを支える食育の推進
「朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる共食の回数の増加」
- 3 食の循環・環境に配慮した食育の推進
「生産から消費までのプロセスを理解し、実践している県民の増加」
- 4 食育を推進する社会環境づくり
「全ての市町村が食育推進計画に基づき食育を推進」

【基本方針の構造化による評価指標】



7つの施策展開のテーマによる25の基本施策（アウトプット評価）

1. 家庭における食育
2. 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育
3. 地域における食育
4. 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化
5. 食文化の継承のための活動
6. 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供
7. 食育推進運動の展開と社会環境づくり

全体目標

■県民の健康寿命の延伸

健康寿命の延伸は、個人の生活の質（QOL）を高めるとともに、社会保障負担の軽減に繋がることも期待されています。健康分野の最上位計画である「元気県ぐんま21（第2次）」が目指している、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を全体目標とします。

指 標		基準年度(H26)	目標年度(H31)
県民の健康寿命	男性	71.07年	72.30年
	女性	75.27年	76.20年

厚生労働省「平成22年都道府県別生命表」厚生労働省科学研究

共通目標

■食育に関心を持っている県民の割合

食育を県民運動として推進し、その成果を上げるためには、まず、より多くの県民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせません。第2次計画に引き続き、食育に関心のない県民の関心度を高めるとともに、関心のある県民のうち「どちらかといえば関心がある」を「関心がある」へと改めて、積極的な食育への関心を喚起し、より一層関心度を高めることを共通目標とします。

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
食育に関心を持っている県民の割合 (関心がある、どちらかというに関心がある)	80.7%	90%以上
食育に関心を持っている県民の割合 (関心がある)	32.2%	50%以上

「平成26年度食品の安全等に関する県民意識調査」

第4節 基本方針の主要指標

計画の目指す姿を明らかにし、基本方針（重点課題）を評価するための目標指標を定めました。

基本方針1 若い世代への食育の推進

朝食の欠食が若い世代で依然として高い状況にあり、健康的な生活リズムや生活習慣を確立するために、朝食を食べる習慣を身につけることが必要です。

朝食を食べないことにより、集中力の低下や不定愁訴（疲れやすい、だるい等の身体の不調）の原因となるばかりでなく、生活習慣病のリスクが高まることが考えられることから、朝食をほとんど食べない若い世代の減少を目指します。

主要指標		基準年度(H26)	目標年度(H31)
ほとんど朝食を食べない若い世代 (20~30歳代)の割合	男性	15.1%	10%以下
	女性	10.1%	

推進に当たっての目標

	指標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
意識・知識	郷土料理や、伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味について知っている若い世代(20~30歳代)の割合	49.5%	60%以上
	食品の安全に関する基礎的な知識を持っている若い世代(20~30歳代)の割合【食中毒予防の3原則を理解している割合】	49.5%	60%以上
行動	「食事バランスガイド」などの食事に関する指針を参考にしている妊産婦の割合	64.9%	80%以上
	自ら調理し、食事を作る若い世代(20歳代)の割合	21.4%	25%以上

基本方針2 多様な暮らしを支える食育の推進

家族そろって食事をする機会が様々な要因で減少していますが、家族だけでなく、親しい友人等と一緒に食事をする「共食」は、望ましい食習慣の実践や食の楽しさを実感させる精神的な豊かさをもたらします。また、食卓におけるコミュニケーションは、食事のマナーや所作法を身につけることにもつながり、豊かな人間性の形成に資すると考えられることから、1週間あたりの家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数の増加を目指します。

主要指標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数	9.9回/週	11回以上/週

推進に当たっての目標

	指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)	
意識・知識	食品の安全に関する基礎的な知識を持っている県民の割合 【食中毒予防の3原則を理解している割合】	62.3%	70%以上	
	どんな食材をどれだけ食べたらよいかを知っている県民の割合	45.5%	55%以上	
	噛み方、味わい方といった食べ方に関心のある県民の割合	62.7%	70%以上	
行動	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	—	70%以上	
	朝食を全く食べない小学生・中学生の割合	小学生	0.6%	0%
		中学生	1.4%	0%
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	35.2%	40%以上	
	「食事バランスガイド」などの食事に関する指針を参考にしている県民の割合	62.3%	70%以上	
	食事の正しいマナーや作法の習得を実践している県民の割合	25.4%	50%以上	
	ゆっくりとよく噛んで食べる県民の割合	—	55%以上	
	食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合	41.0%	50%以上	

基本方針3 食の循環・環境に配慮した食育の推進

食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に係わる人々の様々な活動によって支えられていることについての理解を深める等、食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが有効であり、重要となっています。また、生産者の顔が見える関係は、食の安心感にもつながることから、生産から消費までのプロセスを理解し、実践している県民の増加を目指します。

主要指標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
生産から消費までのプロセスを理解し、実践している県民の割合	8.2%	10%以上

推進に当たっての目標

	指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)	
意識・知識	リスクコミュニケーションという言葉を知っている県民の割合	11.4%	20%以上	
	食品の廃棄を減らす方法について知っている県民の割合	45.4%	55%以上	
	エネルギー(カロリー)などの栄養表示の見方を知っている県民の割合	67.0%	75%以上	
	農林漁業体験活動に参加したいと思う県民の割合	11.3%	15%以上	
	郷土料理や、伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味について知っている県民の割合	51.2%	60%以上	
行動	地場産物の購入を実践している県民の割合	32.4%	50%以上	
	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合	41.3%	50%以上	
	食品購入時、栄養成分等を確認している県民の割合	69.3%	80%以上	
環境	食農体験学習をしている幼稚園・保育所・認定こども園の割合	幼稚園	95.0%	100%
		保育所	93.7%	100%
		認定こども園	—	100%

基本方針4 食育を推進する社会環境づくり

食育基本法が、市町村に対して食育推進計画を策定するよう努めることを求めています。食育を県民運動として推進していくには、各市町村において、食育の取組が積極的に推進される必要があります。

本県では、全ての市町村が計画を策定していますが、計画の推進状況や新たな計画への策定状況等を見ながら、その効果的な実施に資するよう支援を行い、100%を維持することを目指します。

主要指標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
食育推進計画に基づき食育を推進している市町村の割合	(※)100%	100%

※平成27年度末の数値

推進に当たっての目標

	指標	基準年度(H26)	目標年度(H31)	
環境	事業所における給食運営と健康管理部門との連携の割合	69.7%	75%以上	
	食育の指針や計画を定めている幼稚園・保育所・認定こども園の割合	幼稚園	57.7%	100%
		保育所	93.9%	100%
		認定こども園	—	100%
	学校給食における県産食材利用割合（食材数ベース）	32.5%	30%以上	
	学校給食における物資選定委員会設置割合	91.7%	100%	
	食に関する学年別年間指導計画を作成し、推進している小学校・中学校の割合	小学校	47.2%	100%
		中学校	42.9%	100%
	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	75.0%	80%以上	
	肥満とやせの把握をしている給食施設の割合	89.1%	100%	

第5節 食育推進のための施策展開

次の施策展開の7つのテーマに基づいて基本施策を展開します。さらに、基本施策をより具体化した施策（事業）に取り組んでいきます。

テーマ1 家庭における食育

現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。

しかしながら、社会環境の変化や生活習慣の多様化等と合わせて、食に対する意識の希薄化が進む中で、家庭における食生活にも影響が及んでいる「しつけ」の問題を含め、次世代に伝えつなげる食育の推進が重要であり、家庭において食育に関する理解が進むよう、適切な取組を行うことが必要です。

子どもたちが学校や地域の食育活動を通じて学んだことを、家庭において保護者が共有することが重要です。

取り組むべき施策

基本施策1 子どもの基本的な生活習慣の形成における食育

子どもたちがいきいきとした健康な心と身体を育むためには、適度な運動、バランスのよい食事、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の形成が重要です。

また、子どもの基本的な生活習慣の乱れが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されていることから、朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、基本的な生活習慣の形成につながる取組を推進します。

【施策の方向性】

- 子どもたち一人ひとりが望ましい食習慣と適切な判断力、実践できる力など「食べる力」を身につけることができるよう、実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていきます。
- 親子料理教室など食事についての望ましい習慣を学びながら、食を楽しむ機会を提供する活動を展開します。
- 学校・幼稚園・保育所・認定こども園を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、各地域で実施している食育に関する保護者向けプログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報や学習機会などを提供します。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日付閣議決定）に基づき、子どもの食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行います。

◇主な事業例

●食生活改善推進員によるおやこの食育教室

食生活改善推進員の地区組織活動として、親子で楽しく食育を体験できる料理教室を開催します。また、料理教室では、地域の郷土料理や行事食などの食文化の継承の視点を取り入れていきます。

●食育教材の更新と利用促進

市町村、学校、幼稚園、保育所、認定こども園における自主的な食育活動を支援するため、本県のオリジナル食育教材等を貸与します。また、「ぐんまちゃんの食育ブックWEB版」は、新しい情報を更新するとともに、広く普及啓発を図ります。

●子どもの貧困対策としての生活支援

市町村、学校、幼稚園、保育所、認定こども園における食育を通して、子どもと保護者が食の大切さを理解し、子どもの健全な発育・発達のための食生活の自立を支援していきます。また、地域で食育を実践できる環境を整備するため、関係団体、関係機関などとの連携を強化していきます。

目標指標

指 標		基準年度(H26)	目標年度(H31)
おやこの食育教室開催数及び参加人数	回 数	171回/年	維持
	人 数	3,842人	維持
本県のオリジナル食育教材の種類		10種類	維持



おやこの食育教室

基本施策2 妊産婦や乳幼児に関する栄養・食生活指導

母子の健康の保持増進や健やかな出産・育児を支援するため、市町村や医療機関をはじめとする関係機関と連携し、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、普及啓発に係る取組を推進します。

【施策の方向性】

■何をどれだけどのように食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針である「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発や、授乳・離乳の支援に関する基本的な考え方やポイントを示した「授乳・離乳の支援ガイド」の普及を進めるなど、妊産婦や乳幼児に関する栄養・食生活指導の充実を図ります。

◇主な事業例

●妊産婦のための食育支援事業

妊産婦のための食育リーフレット等を活用し、普及啓発に努めるとともに、市町村や医療機関等で妊産婦を対象とした保健・栄養指導に従事している指導者に対し、研修会を開催します。

●地域における栄養・食生活改善への情報提供

市町村や関係団体等が推進する栄養・食生活改善の推進に必要な情報提供を行うとともに、充実を図ることができるよう、技術的な支援に努めます。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
妊産婦のための食育支援研修会の開催	1回/年	1回/年

基本施策3 子どもや若い世代の育成支援における食育

健康や栄養に配慮した食生活の実践など、若い世代はその他の世代よりも課題が多いことを踏まえ、若い世代が食育に関心を持ち、自らの食生活の改善や周囲への食育の啓発などに楽しく主体的に関わっていくことができるような取組を推進します。

若い世代が担い手となる食育活動も広がりつつありますが、今後はなお一層、若い世代の特性やライフスタイル、ニーズにあわせて、食に関する情報等を分かりやすく工夫して提供するように努めます。また、若い世代が主体となった食育の機会が増えていくよう、企業等の民間団体とも連携した取組の充実を図ります。

【施策の方向性】

■様々な子どもや若い世代の育成支援に関する行事や食育活動を通じて、効果的な情報提供活動等により、食育についての理解を促進します。

■特に、家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食を推進するとともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図ります。

■家庭における共食などの食育の実践を支援するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

■健康や栄養に配慮した食生活の実践など、若い世代はその他の世代よりも課題が多いことを踏まえ、若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んだり、地域等での共食を行うことができるよう、効果的な情報提供等を行い、食育への理解を促進します。

◇主な事業例

●若い世代食育支援事業

若い世代に関わる関係機関・団体等が連携・協働し、若い世代への食育アプローチについての方法（手段）や内容について検討するための協議会を開催します。

また、若い世代の食育を支援するためのセミナー等を開催します。

●元気県ぐんま21（第2次）調理講習会

群馬県食生活改善推進員連絡協議会へ委託し、中学生や高校生等の若い世代を対象とした調理講習会を実施します。

●「ぐんまのいただきますの日」の推進

家族形態や生活スタイルが多様化していますが、家族や友人と食事を一緒に食べる「共食」の役割を再認識し、共食を家庭から地域等へと広げていくために、毎月19日を「ぐんまのいただきますの日」として、普及していきます。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
若い世代食育推進協議会の開催	2回/年	2回/年
元気県ぐんま21(第2次)調理講習会実施協議会数	14協議会	15協議会以上



大学生の食に関するグループインタビュー



テーマ2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育

現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、幼稚園、保育所、認定こども園には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。

学校教育を始めとする様々な機会を活用し、農林漁業体験の機会の提供を通じた食育の充実が必要です。

子どもへの食育は、家庭への良き波及効果をもたらすことから、学校、幼稚園、保育所、認定こども園における食育の取組が期待されています。

生活習慣病の予防の立場から、子どもの頃から適切な栄養バランスに配慮した食生活が実践できることが重要となっています。

取り組むべき施策

基本施策4 学校における食に関する指導

学校（小学校・中学校・高等学校）における食育の推進は、給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて組織的かつ計画的に推進します。

【施策の方向性】

- 栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への移行を図るなど配置の促進に努めます。
- 学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要であり、食に関する指導に係る学年別年間計画を作成し、指導体制を充実するための取組を促進します。
- 学校教育現場において、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動を推進します。
- 学校教育以外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、行政関係者、関係団体等と連携し、子どもへの体験学習等を推進します。
- 学校、家庭、PTA、関係団体等が連携や協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及します。

◇主な事業例

●**関連教科と連携した食育の推進**

学校における食育推進体制を整備し、関連教科との連携を図りながら、食に係る授業を行うとともに、家庭に向けても学習内容を積極的に情報発信します。

●**家庭・地域と連携した食育の推進**

栄養教諭等を中核とし、学校・家庭・地域が連携して食育を推進するためのモデル地域による実践的な調査・研究を実施します。また、その取組や指導方法の普及を図るための各種会議・研修会を開催します。

●**親子食品科学教室等の開催**

食に関する学習の場を提供するため、食品の検査体験を通じ児童生徒の食品安全への理解と科学に対する興味を深めます。

●**親子を対象とした農産物の安全確保に関する理解促進事業**

生産現場における農産物の安全確保に対する取組についての理解を深めるため、親子を対象とした野菜収穫体験や有機農業に対する学習会等のセミナーを開催します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
学校における食育推進のための各種会議・研修会の開催	2回/年	2回/年
親子食品科学教室等の開催	2回/年	2回/年
農産物の安全確保に関する理解促進事業 夏休み親子セミナーの開催	2回/年	2回/年



親子の野菜収穫体験

基本施策5 学校給食における食育の取組

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるために、学校給食が各教科等の食に関する指導と関連づけて活用されるよう、食育の取組の充実を図ります。

【施策の方向性】

- 食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて児童生徒の理解を深め、感謝の心をはぐくむ等の教育に生かすため、学校給食における地場産物の活用や、米飯給食の推進等の取組を促進します。
- 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築や和食を取り入れた給食の普及を図ります。
- 生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を通じて、地域の産物や食文化、生産者の情報を児童や生徒に伝える取組を推進します。

◇主な事業例

●「学校給食ぐんまの日」推進事業

地元農産物・県産農産物を積極的に使用した学校給食を通じて、地元地域や人々への理解、地域との連携を促進し、心身共に豊かな子どもを育成します。

●学校給食地場産農産物等利用促進

学校給食への地場産農産物の利用を進めるため、検討会や生産現場を理解してもらう取組を実施します。

●郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実

栄養教諭等を対象に、郷土食や地場産物活用による指導内容の充実に関する研修会を開催します。また、地場産物を活用した献立を提供する取組を各種機会を捉えて実施します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
郷土食や地場産物を活用した献立についての研修会の開催	—	1回/年
学校給食ぐんまの日に「おっきりこみ」を提供する学校給食施設数	160施設	180施設以上



学校における食育

基本施策6 スポーツのための食育

食を考える習慣を身につけ、健全な心と身体を培うための基礎となる食育は、スポーツをするための体づくり、基礎体力を向上するために必要なことです。子どもたちからスポーツに親しみ、実践するとともに、スポーツのための栄養・食生活の正しい知識を習得するための食育を推進します。

【施策の方向性】

- スポーツを行っている子どもの保護者が、「スポーツの成績向上」を通じて、栄養や食生活の重要性を認識することが必要です。そのため、スポーツ活動への参加と食育を結びつけた学習法や教材の開発に取り組みます。
- 子どもたちがスポーツを通して、体へのメリットと食事を結びつけることは、健康と食事の連続性につながると言われています。そして、この強力なモチベーションは、保護者、友人、指導者にもよい影響を与えます。スポーツを通じ、保護者同士、学校、地域との連携の強化に努めます。

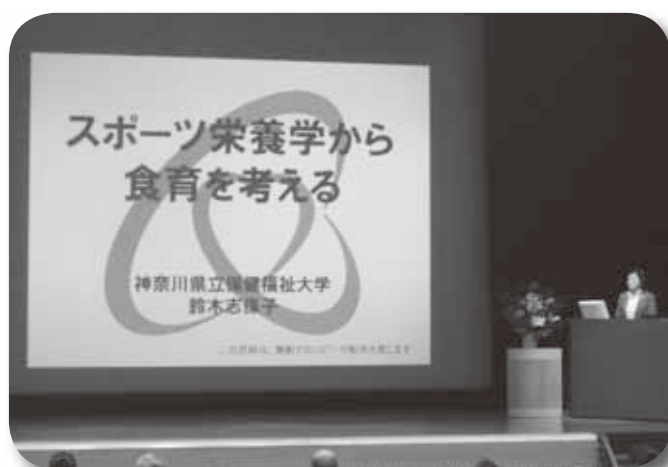
◇主な事業例

●スポーツ栄養のための人材育成事業

スポーツ栄養の専門家である公認スポーツ栄養士や健康運動指導士等と協力して、スポーツを実践するための正しい栄養・食生活の知識を普及するための人材を育成します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
スポーツ栄養のための人材育成事業の実施	1回/年	1回/年



食育推進セミナー

基本施策7 食育を通じた健康状態の改善等の推進

健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

【施策の方向性】

- 栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医等が連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒の健康状態を改善するための指導を行います。
- 食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導を行い、健康状態の改善に適切な情報を提供します。
- 過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等、子どもの健康状態に関する必要な知識を普及し、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

◇主な事業例

●学校における食物アレルギー対応研修会

学校における食物アレルギー対応研修会を通じ、幼児児童生徒のアレルギー疾患については、学校医や園医の指導のもと、適切に対応するよう指導します。

また、各学校・幼稚園の状況にあった食物アレルギー対応マニュアルを作成するよう指導します。

●生活習慣病予防対策検討委員会

学校保健統計において肥満傾向児の出現率が全国平均と比べて高いことから、肥満対策を中心とする生活習慣病対策の委員会を設置し、その分析と対策について検討します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
学校における食物アレルギー対応研修会の開催地区数	2地区/年	2地区/年

基本施策8 幼稚園・保育所・認定こども園における食育

乳幼児期からの食育の重要性が増していることにかんがみ、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき教育、保育等の一環として食育を位置付け、施設長、教員、保育士、栄養士、調理員等の協力の下に食育の計画を作成し、各施設の創意工夫により推進します。

【施策の方向性】

- 子どもの発達段階に応じた食事の提供についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、乳幼児の発育及び発達の過程に応じた計画的な食事の提供及び食育活動を推進します。
- 子どもの発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」の普及を図り、その活用を促進します。

◇主な事業例

●給食施設指導事業

給食施設に対する巡回指導や、給食関係者を対象とした研修会等において、各施設の現状に対応した食育の実践について働きかけるとともに、必要に応じた支援を行います。

●現任保育士等研修事業（給食担当職員研修）

保育所等の給食担当職員を対象に、給食管理の改善、食品衛生知識・調理技術の向上を図るために必要な知識技術や食育の実践を図るための手法の習得を目的に研修会を開催します。

●幼児教育センターの取組

群馬県幼児教育センターにおいて、教職員や保護者を対象とした様々な研修活動の中で、食育に関する内容を取り上げます。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
給食担当職員研修会の開催	1回/年	1回/年



保育所などの給食担当職員研修会

テーマ3 地域における食育

現状と今後の方向性

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められています。

特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、食生活の改善を図るとともに運動の習慣化が欠かせません。

また、生活の質の低下を防ぐため、糖尿病の重症化予防も重要となっています。

このため、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進、健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活の推進など、様々な家庭の状況や生活の多様化を背景として、地域の果たす役割は一層重要になっています。

このようなことから、家庭、学校、生産者、企業等と連携しつつ、地域における食育の推進が必要です。

取り組むべき施策

基本施策9 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、地域の食に関する関係者が連携し、食生活を改善するための食育を推進します。

【施策の方向性】

- ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等を分かりやすく周知します。
- また、年代、性別、就業や食生活の状況などに応じた多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施します。
- 健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」の推進に資するメニューや商品に関する消費者への情報提供などの取組を促進します。

◇主な事業例

●元気県ぐんま21協力店の推進

飲食店、喫茶店、仕出屋、弁当屋、旅館、事業所給食等を対象に、栄養成分表示や「健康な食事」の提供等に協力していただける店舗の認定を行います。

●健康情報ステーションによる情報提供

県民の健康づくりを支援するため、健康情報ステーションを設置し、定期的に情報発信を行います。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
「元気県ぐんま21協力店」店舗数	1,300店舗	1,500店舗
健康情報ステーション設置数	533施設	700施設

基本施策10 専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士や栄養士、専門調理師等の人材の養成を図るとともに、食育の推進に向けてその多面的な活動が推進されるよう、地域の食育活動をコーディネートする役割を担う「食育推進リーダー」を活用し、市町村、関係機関、関係団体等と連携した取組を推進します。

【施策の方向性】

- 市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図り、活動の場を広げます。
- 幅広い分野で活躍する食育の担い手の専門性をより高めるため、スキルアップの機会を提供します。

◇主な事業例

●行政栄養士等地域保健研修会

市町村、保健福祉事務所及び本庁の行政栄養士等を対象とした研修会を開催します。研修会は、地域の健康課題を特定し、その要因となる栄養・食生活の特徴から、優先すべき課題やターゲット層を明確化し、施策を実施できる能力を養うことを目的としています。

●食育推進リーダースキルアップ研修会

地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成した「食育推進リーダー」が、食育の担い手として地域で活動できるよう研修会を開催します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
行政栄養士等地域保健研修会の開催	1回/年	1回/年
食育推進リーダースキルアップ研修会の開催	—	3回/年



食育推進リーダー研修会

基本施策11 健康づくりと生活習慣病の予防や改善

生活習慣病の予防及び改善には、生涯を通じて、望ましい食習慣の継続が重要であり、適正体重の維持、減塩など、食生活の正しい知識の習得につながる食育を推進します。

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした県民健康づくり運動「元気県ぐんま21（第2次）」の推進と連動させて、健全な食生活の実践につながる取組を推進します。

【施策の方向性】

- 地域機関や医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村等が行っている健康診断に合わせて、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図ります。
- 特に、糖尿病については、症状が進行すると腎臓の障害等の様々な合併症を引き起こし、生活の質を低下させることから、糖尿病の発症予防と併せて、重症化予防のための適切な食事管理を中心とした食生活改善の取組を推進します。
- 健全な食生活の実現に向けて、個人の行動に変化を促すための一環として、重要な役割を果たすことが期待されている栄養表示について、更なる普及啓発や認識醸成のための環境づくりを進めます。

◇主な事業例

●特定健診・特定保健指導の推進

特定健康診査、特定保健指導が着実に実施されるよう人材の育成のための研修会等を開催します。

●元気県ぐんま21（第2次）普及推進事業

群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21（第2次）」における栄養・食生活に関する目標達成のための普及推進事業を実施します。

本県の優先すべき健康課題、要因を特定し、この課題と要因を解決することを目的に、市町村を中心とする地域の関係者と連携し、具体的な対策を検討し、講じていきます。また、保健福祉事務所は、地域の実情に応じ、市町村が行う保健事業への支援を行うことにより、地域保健の専門的かつ技術的拠点としての役割を果たします。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
特定健診・保健指導に係る人材育成研修会の開催	5回/年	5回/年

基本施策12 元気な高齢者のための食育

国が推進する「健康日本21（第二次）」では、「食」とおした地域のコミュニティづくりを推進し、「地域の絆」を形成することにより、元気な高齢者の社会参加の増加を図り、健康寿命の一層の延伸を目指しています。

また、高齢者が介護が必要となる要因として生活習慣病と低栄養による衰弱が多くなっていることから、食生活の改善も重要であり、高齢者が地域で食を楽しみ、元気になるための食育を推進します。

【施策の方向性】

- 高齢者の食と健康を取り巻く実態把握及びその背景の分析等を行うとともに、個人では解決が困難な物的環境要因（住居・職場環境・食品の入手可能性等）についても情報収集し、「食」の改善に向けた食育支援について検討します。
- 地域によっては高齢者を取り巻く環境が異なることから、地域の高齢者対策などを踏まえて、高齢者を支援する関係部局や関係機関と連携、調整し、実施体制を確保します。
- 関係各課、関係機関、関係団体等と連携を図り、高齢者のための食育支援プログラムを開発するとともに、高齢者への食育支援を主体的に実施している市町村における先進的な事例を収集・整理し、情報提供に努めます。

◇主な事業例

● 高齢者の食育支援のための研修事業

高齢者への食育支援のあり方について考える研修会を開催し、高齢者のための食育支援プログラムや先進的な事例等の情報提供を行うとともに、地域における高齢者の食育に関するあり方について意見交換等を行う協議の場とします。

● 地域における「共食」の場（コミュニティづくりの場）の推進

誰かと一緒に食事を食べる「共食」が高齢者をめぐる課題（ひとり暮らし高齢者の低栄養傾向の増加、社会参加の機会の減少）の改善に大きく貢献していることが明らかになっています。高齢者により身近な市町村が主体的に「共食」の場をつくれるよう、各地域の現状や既存の介護予防事業等とも連携を図りながら、支援を行います。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
高齢者の食育支援のための研修会の開催	1回/年	1回/年



高齢者の食育

基本施策13 歯科保健活動における食育

健やかで豊かな生活を過ごすためには、むし歯や歯周病を予防し、健全な口腔機能を保持・増進することが重要です。そのため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進します。

【施策の方向性】

- 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」や、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」を目指して、各ライフステージに応じた食べ方の支援や食品の物性に応じた窒息などの予防を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進します。
- 市町村保健事業、学校、保育所、幼稚園、認定こども園での歯科保健活動と食育の活動を連動させ、むし歯予防や歯周病予防のための適切な指導、健全な口腔機能に関する情報提供を推進します。

◇主な事業例

●生涯にわたる歯科口腔保健対策

むし歯や歯周病予防などの改善に加え、ライフステージに応じた食べ方（噛み方、味わい方等）の支援により、歯・口の機能の発達や歯科からの生活習慣病予防を図るための歯科口腔保健対策を推進します。また、高齢者の摂食嚥下に伴う窒息防止への対応を図ります。

●乳幼児の「食べる機能支援」に取り組む市町村支援事業

1歳児は、口腔機能に伴う食べ方の変化が著しく、子どもの口腔領域に対する保護者の不安などが高まる時期であり、機能支援の時期としては適切な時期と言えます。従来の「疾病発見型」の検診から、「機能支援型」の健診へと変遷を遂げる必要があることから、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などの多職種連携による乳幼児の「食べる機能支援」をメインに据えた健診を実施する市町村を支援し、増加を目指します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
乳幼児の「食べる機能支援」に取り組む市町村数	—	4力所



歯科口腔保健対策事業

テーマ4 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化

現状と今後の方向性

消費者と生産者が互いを意識する機会が少ないことから、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって、これを改善していくことが求められています。

また、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めることが重要となっています。

農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、食育を進めていく上で貴重な場であることから、これを支える農山村コミュニティの活性化が必要となっています。生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう、適切な取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

基本施策14 豊かな体験活動・都市と農山村の交流活動の促進

子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験活動の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めることが必要です。

また、グリーン・ツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、都市住民への農山村の情報提供と農山村での受入体制の整備等に努めます。

【施策の方向性】

- 本県は、全国でも有数の農産物の生産県であり、その恵まれた環境を活かして、生産団体や食品関連事業者等による食育活動や食に関する情報提供の取組を推進するとともに、地域の人材を活用した豊かな体験活動を推進します。
- 農林漁業者等が、学校等の教育関係者をはじめとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供できるよう体制を整備するとともに、活動への支援を行います。
- 県内における体験活動の事例やノウハウ等を提供するなど、生産団体や食品関連事業者等による様々な取組に関する情報発信を促進します。

◇主な事業例

●グリーン・ツーリズムキャラバンの推進

群馬県のグリーン・ツーリズムを都市住民に向けて広報宣伝するとともに、団体等が行うグリーン・ツーリズムの普及活動に対し支援を行います。

●地域連携システム整備

グリーン・ツーリズムの実践団体が地域での受入体制を整備するための支援を行います。

●やま・さと応縁隊活動調査

「やま・さと応縁隊」として、県内の大学生等が若い視点と専門性を活かして中山間地域の農業集落と交流を図りながら、地域の活性化に向けて行う取組（地域の魅力を発信）に対し支援を行います。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
首都圏におけるグリーン・ツーリズムキャラバンの実施	5回/年	5回/年
グリーン・ツーリズム受入体制の整備 (グリーン・ツーリズム実践団体への支援)	4団体	4団体
やま・さと応縁隊の活動団体への支援	4団体	4団体

基本施策15 地産地消の推進

豊かな農産物を積極的に活用し、地産地消を推進することにより、生産に携わる多くの関係者の努力や苦勞を理解し、食への感謝の念を育むとともに、食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などへの理解促進につなげていきます。

【施策の方向性】

- 直売所等における地域の農産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産や供給体制の構築及び加工品の開発や販路開拓等の取組を支援します。
- 保育所給食や学校給食等における地場産物の活用を促進し、子どもたちに郷土愛や感謝の心を育みます。
- また、生産者等と学校等の連携やつながりを支援し、地場産物の良さを理解していただくとともに、地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築に努め、地域の農産物の利用拡大を進めます。

◇主な事業例

●ぐんま地産地消県民運動推進

地産地消を県民運動として推進するため、推進母体である「ぐんま地産地消県民運動推進会議」の運営等を行うとともに、関係団体によるイベントを支援します。また、県産農産物の県内における利用を促進するため、県産農産物やその加工品等を販売又は利用する小売店・旅館・飲食店等を「ぐんま地産地消推進店」として認定し、その取組が優れたものを「ぐんま地産地消推進優良店」として推進します。そのため、啓発資材の配布等で支援するとともに、県産農産物やその加工品の消費拡大を図るため、商談会を開催します。

●収穫感謝祭

豊かな実りへの感謝と農業・農村への理解を深めるとともに、本県で生産された多彩な農林水産物や加工品等の消費宣伝を図るため、農業団体を中心としたイベントを開催します。

●酪農畜産フェスティバル

生産者と消費者の交流、消費者に対する畜産・畜産物に関する情報提供、体験活動を通じて、畜産物の消費拡大、生産意欲の向上等を図るため、県内畜産関係者が一体となったフェスティバルを開催します。

●農産物直売所活性化支援

農産物直売所の活動を支援するため、県内の農産物直売所・朝市に対する実態調査を行います。また、農産物直売所をテーマとする全国会議への参加など先進事例収集と情報提供等に努めます。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
ぐんま地産地消推進優良店の認定数	13店舗	50店舗



ぐんま地産地消推進店



ぐんま地産地消シンボルマーク

基本施策16 食品リサイクルの推進と食品ロスの削減

家庭や外食における食品の廃棄状況や食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況等を把握し、その削減に向け、必要な取組を進めます。

また、環境に配慮した暮らしを築いていくことの大切さについて理解を深めるため、資源循環の推進などの取組を学ぶ機会を提供します。

【施策の方向性】

■関係部局等が連携し、食品ロスの実態及び取組等を情報交換するとともに、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚を形成するため、環境に配慮した食生活の実践に向けた普及啓発を図ります。

◇**主な事業例**

●**食品リサイクルの推進**

食品廃棄物の発生抑制及び再利用促進を図るため、国と連携して食品リサイクルの普及促進を図ります。

テーマ5 食文化の継承のための活動

現状と今後の方向性

我が国は、四季折々の食材に恵まれ、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結び付いた食文化が形成されてきました。このような我が国の食文化が、「和食：日本人の伝統的な食文化」として、ユネスコの無形文化遺産に登録されことも踏まえ、「和食」の保護・継承を本格的に進める必要があります。

栄養バランスに優れた「日本型食生活」が構築され、国民の平均寿命の伸びにもつながってきました。しかしながら、「日本型食生活」や家庭や地域において継承されてきた特色ある伝統料理・郷土料理などの食文化や豊かな味覚が失われつつあります。

このため、食文化の継承のための活動への適切な支援や取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

基本施策17 学校等の給食や地域の行事等による伝承活動

我が国の伝統的な食文化について子どもが早い段階から興味・関心をもって学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるとともに、食に関する指導や地域の行事などにおける伝承活動を促進します。

また、地域の食文化を理解し、食材を活かす知恵を守り伝えていこうとする気持ちを育むため、地域に根ざしたボランティア活動等の中で、食文化を継承する活動を推進します。

【施策の方向性】

- 地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進し、伝統ある優れた食文化の継承を推進します。
- 各地で開催する行事等において、伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、これらに触れる機会を提供します。
- 食文化を継承するため、地域の食文化に精通した専門家や食生活改善推進員、農業従事者等の人材を育成するとともに、それらの人材の協力を得て、地域の料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を理解し、守り伝える活動を推進します。

◇主な事業例

●ぐんまの伝統食普及のためのテキストの作成

ぐんまの伝統食普及のための検討会を設置し、子どもにわかりやすいぐんまの伝統食を普及するためのテキストについて検討し、作成します。

●地域食文化継承事業（食育ボランティアによる取組）

食生活改善推進員等を対象とした食文化普及のための研修会の他、食育推進リーダーを活用した伝統食の料理実習等を実施します。

●ぐんまの伝統食のPR（広報活動）

「おっきりこみ」をはじめとするぐんまの「粉もの食」の保存及び継承に関する活動をPRし、活動への理解と協力を得るためにホームページの運営等を実施します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
ぐんまの伝統食普及のためのテキストの作成	—	2種類
食育の推進に関わるボランティア数	4,772人	5,000人
食文化普及のための研修会の開催	—	1回/年



おっきりこみ

基本施策18 専門調理師等の活用における取組

近年、外食の依存度が高くなっており、飲食店等においても健康に配慮したメニューの提供や食に関する分かりやすい情報の提供が重要であることから、食事を調理し、提供する専門職種として、専門調理師や調理師の養成が行われています。専門調理師や調理師は、高度な調理技術や知識を備えており、食文化の継承活動においても活用が期待できる人材です。

【施策の方向性】

- 専門調理師や調理師が所属する関係団体等や調理師養成施設と連携を図り、県民が地域の郷土料理や伝統食等の食文化の継承をするための取組を検討し、展開します。
- (公社) 調理技術技能センターが高度な調理技術を生かして地域で食育活動ができるリーダーとして養成している「専門調理師食育推進員」を活用していきます。

◇主な事業例

●調理師研修会の開催

県民の食生活の向上に資することを目的として、飲食店や給食施設において調理業務に従事する調理師を対象に研修会を開催します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
調理師研修会の開催	2回/年	2回/年



調理師研修会

テーマ6 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供

現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要であり、そのための適正な情報提供が求められています。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせません。

そのため、食品の安全性、栄養成分等の食品の特徴、その他の食生活に関する調査、研究に関する取組を進め、適正な情報提供を行うことが重要です。

取り組むべき施策

基本施策19 食品安全等に関する情報提供

食品の安全性と信頼性を確保するため、農産物や加工食品の生産・加工から消費に至る過程における監視・指導を徹底するとともに、その結果について正確でわかりやすい情報提供に努めます。

また、食品安全に関する関心と理解をより一層深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を進めます。

【施策の方向性】

- 県民自らが適切に食品を選択できるよう、食の安全・安心に関わる幅広い情報をきめ細かに提供するための仕組みづくりを進めます。
- 食に関する消費者の意識や食生活の実態等について調査及び分析を行い、その結果を広く公表するとともに、活用を図ります。

◇主な事業例

●食の現場公開事業

消費者自らが、県に登録している食品・農林水産物の生産・流通・加工・販売に係る事業者を訪問し、施設見学や事業者との意見交換を行います。

●農産物の安全・安心セミナーの開催

生産現場の減農薬に向けた取組や県の食品検査体制など、生産現場において農産物の安全確保に関する取組を研修する講座を開催します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
食の現場公開事業登録事業者数	65事業者	70事業者
農産物の安全・安心セミナーの開催	5回/年	5回/年



食の現場公開事業

基本施策20 食品表示の理解促進

食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化及び理解促進に取り組みます。

【施策の方向性】

- 平成27年4月1日から食品表示法が施行されたことにより、事業者や消費者に対し、新制度を周知し、正しい知識の普及を図ります。
- 消費者の食品表示に関する理解を一層深めるため、食品表示に関する情報紙の発行やホームページへの情報掲載を行うとともに、食品表示に関する事項のほか食の安全・安心に係る県民からの疑問を広く受け付けます。

◇主な事業例

- 情報誌「ぐんま知っ得食品表示」の発行
食品表示の情報をタイムリーに消費者に伝えるための情報誌を発行し、活用を図ります。
- 「ググッと役立つ食品表示ガイド（WEB版）」の公開
新制度や食品表示のしくみを解説するだけでなく、群馬県産のおすすめ食材を紹介する食品表示ガイドをホームページに公開します。
- 食品表示セミナーの開催
出前講座や講演会などを通じ、食品表示についての理解促進のためのセミナーを開催します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
「ぐんま知っ得食品表示」の発行回数	2回/年	2回/年
消費者を対象とした食品表示セミナーの開催	—	3回以上/年

基本施策21 リスクコミュニケーションの推進

食品の安全に関する県民の知識と理解を深めるため、消費者、生産者、食品関連事業者、専門家等の関係者が連携しつつ、情報共有・意見交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に推進します。

【施策の方向性】

- 食品の安全性に関する様々な情報を入手できるよう、セミナーやパンフレット、ホームページ等を通じてわかりやすい形で情報を提供します。
- 消費者に、食品の生産から消費までの各段階の安全性確保の仕組みや事業者の取組、食品流通の過程を知る機会を提供し、相互理解を促進します。

◇主な事業例

●リスクコミュニケーション事業の開催

食品の安全性の確保及び安心の提供に関する施策の推進について広く県民との意見交換等（リスクコミュニケーション）を行い、県民、事業者、県等の関係者が、食の安全について情報の共有化を図ります。

●情報誌「ぐんま食の安全情報」の発行

より多くの県民に食の安全に関する分かりやすい情報を届け、食に対する理解を深めてもらうため、情報紙「ぐんま食の安全情報」を発行し、食の安全情報通信員を通じて身近な人達に口コミで情報伝達しながら配布していただきます。

●「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」(HP) による情報提供

食品に含まれる放射性物質検査結果、食品の「自主回収」、食品表示適正化の取組等、食の安全性に関する各種情報について、迅速で分かりやすい情報提供を行います。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
リスクコミュニケーション事業の年間参加人数	1,963人	2,000人
「ぐんま食の安全情報」の年間発行部数	8.1万部	10万部
「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」(HP)閲覧数	55万件/年	60万件/年



リスクコミュニケーション事業

基本施策22 実態調査の実施と活用

本県の食を取り巻く実態を把握するため、県民健康・栄養調査や食品の安全等に関する県民意識調査等を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用していきます。

【施策の方向性】

- 計画の進捗状況及び目標指標の評価を行い、その評価に基づき施策展開の見直し、改善を図ることが重要です。また、経年的な推移を注視することも必要であり、これまで経年的に実施してきた実態調査を継続して実施していきます。
- 肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表するとともに、活用を図ります。

◇主な事業例

● 県民健康・栄養調査の実施

県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、県民の身体の状況、食生活及び生活習慣の状況を明らかにするために実施します。

● 食品の安全等に関する県民意識調査の実施

食の安全・食育等に関する県民意識を的確に把握し、計画の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施します。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
県民健康・栄養調査の実施（5年に一度）	平成22年度実施	平成28年度実施
食品の安全等に関する県民意識調査の実施	平成26年度実施	平成30年度実施

テーマ7 食育推進運動の展開と社会環境づくり

現状と今後の方向性

食育については、これまで、毎年6月の食育月間及び家族でいただきますの日（食育の日）を中心に、様々な関係者がそれぞれの立場から取り組み、推進されてきました。

食育の推進に関わるボランティアは、今後とも、地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されています。

今後とも、関係団体、企業、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全県的な食育推進運動が展開されるよう、適切な取組を行う必要があります。

さらに、食育の推進に関して、マスコミやインターネット等を通じた県民への働きかけを積極的に行い、関係団体、企業、地域等への周知徹底を図ります。

取り組むべき施策

基本施策23 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立

食育推進運動の展開に当たっては、多様な主体による取組を促すとともに、食育を推進する関係団体、企業、ボランティア等に広範かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、連携・協力体制を確立していきます。

また、食品関連事業者等を中心とする企業が、様々な体験活動の機会を提供し、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供等に積極的に取り組めるよう連携・協力体制を確立していきます。

【施策の方向性】

- 県民にとって身近な地域において、食育の推進が図られるよう、地域機関、市町村を中心とした地域食育推進ネットワーク体制の充実・強化を推進します。
- 健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品関連事業者等が、健康に配慮した商品やメニューの提供を行う際においては、減塩や野菜摂取量の増加に関する配慮を行うよう促します。
- また、食品関連事業者等が消費者に対して、商品やメニュー等食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等多様な取組を行うよう連携を図ります。
- 事業所等の職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養や食生活等に関する情報提供がなされるよう支援を行います。

◇主な事業例

●地域食育推進ネットワーク会議の開催

地域において、教育、農業、産業に関わる関係機関や団体など幅広い分野にわたる食育関係者からなる「ネットワーク会議」を開催し、情報共有と連携強化を図り、地域の実情に応じた食育活動の展開を目指します。

●県とぐんま食育応援企業の連携による食育の推進

ぐんま食育応援企業に登録している企業の連携体制を整備し、より多くの県民に食育の理解と関心を深めるためのイベントを開催します。

●ぐんま食育応援企業登録制度

県内で食育活動を応援していただける企業等を募集し、登録します。登録企業には、従業員やその家族への食育の取組を進めていただくとともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活

動に協力いただきます。

●特定給食施設等指導事業の推進

特定給食施設等の現状把握及び分析を行い、施設種別毎の課題を明確にした上で、巡回指導や栄養管理講習会を実施し、効果的な実践につながる指導・支援を行います。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
地域食育推進ネットワーク体制の整備	5カ所	5カ所
ぐんま食育応援企業との連携イベントの開催	1回/年	1回/年
ぐんま食育応援企業登録数	99件	維持
給食施設栄養管理講習会の開催	4.1回/年	各保健福祉事務所 1回以上/年
スマート・ライフ・プロジェクト登録企業数	20件	30件



食育応援企業との食育イベント



ぐんま食育応援企業ロゴマーク

基本施策24 家庭・地域・学校・企業等の食育の多様な担い手による連携・協働

一人でも多くの県民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図り、継続的に食育推進運動を展開します。

【施策の方向性】

- 地域の食育活動をコーディネートできる人材として養成された食育推進リーダーの活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援します。
- 食生活改善推進員をはじめ、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動が、NPOや学校等と連携・協働して展開されるよう支援します。
- 民間団体や関連事業者等の関係者が自発的に行う活動が地域で積極的に展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、食育活動に対する表彰を行います。

◇主な事業例

●食育推進リーダーの活動支援

地域の食育を推進するため、食育推進リーダーが行う料理講習会や研修会等の活動を支援します。

●食育推進会議の開催

県内の食育に関係する様々な団体で構成する食育推進会議の団体同士の連携を強化するとともに、構成団体が実施する食育活動の情報提供を行います。

●食育推進活動優良表彰

県内で優良な食育推進活動に取り組んでいる個人、団体を表彰し、継続的な活動の実践が図られるよう、意欲の向上を促進します。また、優良な食育推進活動を広く紹介し、その成果の波及を図ります。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
食育推進リーダーの登録数	(※)108人	維持
食育推進会議の開催	2回/年	2回/年

※平成27年度の数値

基本施策25 市町村と一体となった食育推進運動の展開とそのための支援

全ての市町村が食育推進計画を策定し、実効性のある推進が図られるよう、地域の特性を勘案し、適切な支援を行います。

【施策の方向性】

- 毎年6月の「食育月間」においては、市町村、関係機関や団体等との緊密な連携・協力を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施します。それにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図ります。
- 一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「ぐんまのいただきますの日」として提唱し、家族や友人と一緒に食事をする「共食」や「食への感謝の気持ち」が実践的なものになるよう十分配慮しつつ、普及啓発を図ります。
- 市町村を対象とした食育推進研修会の開催等を通じて、情報提供を行うとともに、市町村との意見交換や情報共有を推進します。

◇主な事業例

●市町村食育推進研修会

市町村が地域の特性等を踏まえて策定した食育推進計画の推進が図られるよう支援するため、市町村食育推進研修会を開催します。

●地域食育連携促進事業（市町村食育支援事業）

地域において、教育、農業、産業に関わる関係機関や団体など幅広い分野にわたる食育関係者からなる「ネットワーク会議」を有効に活用し、市町村における食育活動を支援するため、モデル市町村を選定し、地域食育連携促進事業を実施します。

●市町村食育推進計画の策定及び推進

市町村食育推進計画は、策定期間も異なり、推進状況にも格差が見られることから、各保健福祉事務所では、市町村の現状に応じ、策定（次期計画への移行）や推進に関する支援を行います。その際、多くの市町村の食育推進計画が健康増進計画と一体であることを踏まえ、双方の計画に関する支援を行うよう、関係者との連携調整に努めます。

目標指標

指 標	基準年度(H26)	目標年度(H31)
市町村食育推進研修会の開催	2回/年	2回/年
地域食育連携促進事業の実施	各地区（5地区） 1回/年	各地区（5地区） 1回/年



地域食育推進ネットワーク会議

基本施策一覧

施策展開のテーマ	基本施策
テーマ1 家庭における食育	1 子どもの基本的な生活習慣の形成における食育
	2 妊産婦や乳幼児に関する栄養・食生活指導
	3 子どもや若い世代の育成支援における食育
テーマ2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育	4 学校における食に関する指導
	5 学校給食における食育の取組
	6 スポーツのための食育
	7 食育を通じた健康状態の改善等の推進
テーマ3 地域における食育	8 幼稚園・保育所・認定こども園における食育
	9 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践
	10 専門的知識を有する人材の養成・活用
	11 健康づくりと生活習慣病の予防や改善
	12 元気な高齢者のための食育
テーマ4 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化	13 歯科保健活動における食育
	14 豊かな体験活動・都市と農山村の交流活動の促進
	15 地産地消の推進
テーマ5 食文化の継承のための活動	16 食品リサイクルの推進と食品ロスの削減
	17 学校等の給食や地域の行事等による伝承活動
テーマ6 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供	18 専門調理師等の活用における取組
	19 食品安全等に関する情報提供
	20 食品表示の理解促進
	21 リスクコミュニケーションの推進
テーマ7 食育推進運動の展開と社会環境づくり	22 実態調査の実施と活用
	23 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立
	24 家庭・地域・学校・企業等の食育の多様な担い手による連携・協働
	25 市町村と一体となった食育推進運動の展開とそのための支援